

## 調査票の記入要領

調査の対象となる期間は、令和4年度(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)の1年間です。  
記入にあたっては、設置届出書(許可申請書)等を参照の上、以下を参考に記入してください。

### 1 工場・事業場の概要について (全事業場共通)

(1)	許可申請書又は届出書に記載している工場・事業場の名称及び所在地を記入してください。また、
(2)	<b>事業場番号については、送付した封筒のあて先下に記載してある番号を記入してください。</b>
(3)	許可申請書又は届出書に記載している特定施設の設置者の住所及び氏名又は名称、法人にあっては
(4)	その代表者の氏名を記入してください。
(5)	工場・事業場は、主な業種名を産業分類で記入してください。産業分類番号でも可です。産業分類が不明な場合は、代表的な特定施設番号及び業種を記入してください(例：66-3旅館業)。 団地、マンション等の住宅施設は、産業分類ではなく、年度末における入居戸数及び居住者数を記入してください。
(6)	記入内容について当方から問合せする際に必要ですので、調査票の記入者の氏名と所属及び電話番号
(7)	を必ず記入してください。

※送付した封筒に記載してある名称及び住所が現状と異なる場合は、名称変更等の手続きが必要となる場合がありますので、下記まで連絡願います。また、代表者の変更及び設置者の変更等を行った場合も別途変更等の手続きが必要となります(大分市内の事業場にあっては、大分市環境対策課に問い合わせ願います)。

※設置届出書(許可申請書)「様式第1(表紙)」を参照

### 2 特定排出水の状況について (全事業場共通)

	<p>特定施設から排出される特定排出水(間接冷却水等を除く。)の実測水量並びに COD(化学的酸素要求量)、T-N(窒素含有量)及び T-P(りん含有量)の実測水質並びに実測負荷量の各月の日平均値を記入してください。特定排出水が2以上ある場合は、各排水の系統から算出される負荷量の合計を記入してください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <math display="block">\text{負荷量(kg/日)} = \text{特定排出水の量(m}^3\text{/日)} \times \text{特定排出水の濃度(mg/L)} \div 1,000</math> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 30%;"> <p><b>特定排出水 A</b> 実測水量 100m<sup>3</sup>/日 実測水質 10mg/L(COD) 10mg/L(T-N) 2mg/L(T-P)</p> </div> <div style="width: 30%;"> <p>(特定排出水 A の COD 負荷量) 100m<sup>3</sup>/日 × 10mg/L + (特定排出水 B の COD 負荷量) 50m<sup>3</sup>/日 × 20mg/L + (特定排出水 C の COD 負荷量) 10m<sup>3</sup>/日 × 40mg/L</p> </div> <div style="width: 30%;"> <p><b>COD 負荷量合計</b> 2.4kg/日(2,400g/日)</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 10px;"> <div style="width: 30%;"> <p><b>特定排出水 B</b> 実測水量 50m<sup>3</sup>/日 実測水質 20mg/L(COD) 30mg/L(T-N) 5mg/L(T-P)</p> </div> <div style="width: 30%;"> <p>(COD 負荷量合計) 2,400g/日 ÷ (実測水量の合計) 160m<sup>3</sup>/日</p> </div> <div style="width: 30%;"> <p><b>COD 加重平均水質</b> 15.0 mg/L</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 10px;"> <div style="width: 30%;"> <p><b>特定排出水 C</b> 実測水量 10m<sup>3</sup>/日 実測水質 40mg/L(COD) 40mg/L(T-N) 4mg/L(T-P)</p> </div> <div style="width: 30%;"> <p>T-N, T-P についても 同様に算出する。</p> </div> <div style="width: 30%;"> <p><b>特定排出水(総合)</b> ※本調査票に記入する数値 実測水量 160m<sup>3</sup>/日 実測水質 15.0 mg/L(COD) 18.1 mg/L(T-N) 3.06 mg/L(T-P)</p> </div> </div> <p><b>2以上の特定排出水がある場合の 負荷量及び加重平均水質の算出手順</b></p>
(11)	施設の稼働日数(排出水を排出した日数)を記入してください。団地等の住宅施設は毎日稼働しているので、その月の全日数を記入することになります。
(12)	各項目(COD、T-N、T-P)の実測負荷量が最大であった日の実測水量・実測水質及び実測負荷量、実測水量が最大であった日の実測水量・実測水質及び実測負荷量を記入してください。
(13)	※濃度が最大の日ではなく、負荷量が最大である日の値を記入してください。 COD、T-N、T-Pそれぞれについて、最大である日の記入をお願いします。

(注意事項) 雨水を分離して測定できないときは、雨水を差し引いた推定値ではなく、実際に測定した排水量及び負荷量を記入してください。

### 3 排水水の状況について（全事業場共通）

(14) (15)	排水水*の実測水量と実測水質を記入してください。排水の系統が2以上ある場合は、実測水質は各排水の系統の水量による加重平均値とします。また、希釈水(間接冷却水等)を使用していないときは、特定排水水がそのまま排水水となりますので、(16)は記入しなくても結構です。
(16)	(14)実測水量 (m <sup>3</sup> /日) 及び(15)実測水質 (mg/L) に、特定排水水に含まれない間接冷却水などの希釈水が含まれる場合は、その水量及び水質の年間平均値を記入してください。

(注意事項) 特定事業場から公共用水域に排出される水は、全て排水水として扱います。工程排水に限らず、間接冷却水や生活排水も公共用水域に排出されれば全て排水水です。本調査票においては、

$$\text{排水水} = \text{特定排水水} + \text{希釈水}$$

となります。

### 4 発生源別内訳について（下水道終末処理場のみ）

(17)	下水道終末処理場のみ記入してください。下水処理の処理形態区分について、該当欄に○を記入してください。
(18) (19)	下水道終末処理場における、発生源別（生活系・産業系・畜産系・その他及び総量）の排水量及び負荷量の内訳（日平均値）を記入してください。

### 5 処理量について（し尿処理場のみ）

(20) (21)	し尿処理場のみ記入してください。し尿処理場全体における排水量、負荷量の年間平均値を記入してください。
--------------	--

### 6 浄化槽関係について（浄化槽設置事業場のみ）

(22) (23)	浄化槽設置事業場のみ記入してください。浄化槽の人数を記入し、併せて浄化槽の種類について、該当するものに○を記入してください。
--------------	--

※設置届出書（許可申請書）「別紙3 汚水等の処理の方法」を参照

### 7 畜舎の家畜頭数について（畜舎設置事業場のみ）

(24)	畜舎設置事業場のみ記入してください。年度末における家畜頭数を、家畜種毎に記入してください。
------	---

### 8 特記事項等について（全事業場共通）

排水水の下水道接続や特定施設の使用廃止等により、年度途中で総量規制対象の特定事業場に該当しなくなった場合は、その当該日までの記録に基づいて、年間平均値等を記入し、特記事項欄にその旨を記入してください。

なお、排水水量等に変更があった場合は、別途手続きが必要となりますので、下記までご連絡下さい（大分市内の事業場にあつては、大分市環境対策課に問い合わせ願います。）。

### 9 共通事項

上記1～8のうち、（全事業場共通）と記載のあるものについては全ての事業場が対象となりますので記入願います（4～7については一部の事業場が対象です）。

回答方法については、電子メール、FAX、郵送又は持ち込みでお願いします。

FAXやメールによる回答を行う際は、必ず電話による連絡又は「開封確認メッセージの要求」等の作業を行ってください。

第8次総量規制等の基準、産業分類については、下記のURLを参照してください。

記

参考URL

(1) 第9次水質総量削減の実施について  
<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13350/9sakugen.html>

(2) 総務省ホームページ／日本標準産業分類  
[http://www.soumu.go.jp/toukei\\_toukatsu/index/seido/sangyo/02toukatsu01\\_03000023.html](http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/02toukatsu01_03000023.html)

(参考)

水質(COD, T-N, T-P)実測値が1月間に2ある場合の実測水質(COD, T-N, T-P)の記入例

月	(8) 実測水量				(9) 実測水質 (mg/L)			(10) 実測負荷量 (kg/日)						(11)稼働日数	
	(m3/日)				COD	T-N	T-P	COD		T-N		T-P			
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															
11															
12															
1															
2															
3															
(12) 負荷 最大日	COD														
	T-N														
	T-P														
(13) 排水量 最大日															

注) 上表において、CODは化学的酸素要求量、T-Nは窒素含有量、T-Pはりん含有量の略記。

(8)実測水量には、総量規制が適用される各排水の系統の合計水量を記入してください。

(9)実測水質が複数ある場合は、各排水の系統の水量による加重平均水質を記入してください。

COD、T-Nについては小数点第一位まで、T-Pについては小数点第二位まで記載してください。

例) COD 13.65mg/L → COD 13.7mg/L(小数点第二位を四捨五入)

例) T-N 15.83mg/L → T-N 15.8mg/L(小数点第二位を四捨五入)

例) T-P 4.536mg/L → T-P 4.54mg/L(小数点第三位を四捨五入)

例えば、4月中旬に2回(14日に1回)水質を測定したとすると、その水質測定日の、日排水量がわかる場合は、水質測定日ごとに負荷量(=排水量×水質÷1,000)を算出してください。

(以下例)

測定回	水質測定日	実測水量 (m <sup>3</sup> )	合計水量 (m <sup>3</sup> )	COD 実測 水質(mg/L)	COD 実測 負荷量(g)	COD 負荷量 合計(g)
4月第1回	4月5日	125	287	10.5	1,312.5	3,305.1
4月第2回	4月20日	162		12.3	1,992.6	

ここで算出したCOD負荷量合計3,305.1gを合計水量287m<sup>3</sup>で割ってください。

$3,305.1 \div 287 = 11.5160 \dots \approx 11.5$ (小数点以下第2位を四捨五入)

11.5が4月の実測水質(COD)になります。T-N, T-Pも同様に行います。

注) 4月の平均水量は  $287 \div 2 = 143.5$  ではなく、あくまで、その月(4月1日~30日)の排水量の合計の平均値となることに留意してください。

[本調査に係る回答先・質問の照会先]

大分県生活環境部環境保全課水質対策班  
 担当 日名子  
 〒870-8501  
 大分市大手町3丁目1番1号  
 TEL 097-506-3117(直通)  
 FAX 097-506-1747  
 E-mail : a13350@pref.oita.<sup>エル</sup>lg.jp

## 参考：水質汚濁防止法について (水質関係法令の手引きより一部抜粋)

水質関係法令の手引き：<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13350/tebiki.html>

### 汚濁負荷量の測定・記録と報告

#### (1) 測定記録の必要性

法第12条の2において「指定地域内事業場の設置者は、当該指定地域内事業場に係る総量規制基準を遵守しなければならない。」とされており、これを自らが確認する意味で事業所に対して汚濁負荷量の測定・記録及び測定手法に係る届け出が義務づけられています。

(法第14条第2項、第3項)

#### (2) 測定制度の概要

汚濁負荷量の測定は、特定排出水の化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に関する汚染状態及び特定排出水の量等を計測し、特定排出水の1日当たりの汚濁負荷量を算定することにより行います。

(施行規則第9条の2第1項)

##### ① 測定方法等の概要

「汚濁負荷量の測定方法の概要」のとおりです(次頁参照)。

##### ② 測定場所

総量規制の対象となるのは、排水のうち、特定排水(いわゆる工程水に相当し、もっぱら冷却用、減圧用その他の用途で、その用途に供することにより、汚濁負荷量が増加しないものに供された水以外のものをいう。)の汚濁負荷量であるので、測定場所としては、図5(省略)に示すように特定排水以外の排水(間接冷却水)及び雨水が混入しない場所で、しかも、水質が十分均一化されており、特定排水を代表する場所が原則とされています。

##### ③ 汚濁負荷量の算定方式

特定排水の汚濁負荷量は、次の算式を基本として算定することとされています。

$$L = C \cdot Q \times 10^{-3}$$

L：排出される汚濁負荷量(単位 kg/日)

C：特定排水の指定項目の汚染状態の値(単位 mg/L)

Q：特定排水の量(単位 m<sup>3</sup>/日)

##### ④ 測定結果の記録

測定結果は、様式第9(水質関係法令の手引き159頁参照)に定める汚濁負荷量測定記録表に記録し、3年間保存しなければなりません。

(施行規則第9条の2第1項第3号)

##### ⑤ 測定手法の届出

測定手法は様式第10(水質関係法令の手引き160頁参照)に定める汚濁負荷量測定手法届出書によってあらかじめ知事(大分市内の事業場については大分市長)に届け出ることとされています(変更する場合も同じ。)(施行規則第9条の2第2項)

汚濁負荷量の測定方法の概要

1 化学的酸素要求量

日平均排水量(m <sup>3</sup> /日)	水質の計測方法	水量の計測方法	排水の期間(測定の期間)
400以上	別記1の(1)又は(2)	別記2の(1)又は(2)	毎日(毎日測定)
200以上～400未満	別記1の(1)～(4) のいずれかの方法	別記2の(1)～(3) のいずれかの方法	7日(1回以上/7日)
100以上～200未満			14日(1回以上/14日)
50以上～100未満			30日(1回以上/30日)

別記1 汚染状態の計測方法

- (1) 自動計測器(COD計、TOC計、TOD計、UV計等)により計測する方法
- (2) コンポジットサンプラー(注1)により、採水し、指定計測法(注2)で計測する方法
- (3) 指定計測法により計測する方法((2)の方法を除く)(1日3回以上の試料採取が必要)
- (4) 簡易な計測器(注3)により計測する方法(1日3回以上の試料採取が必要)

別記2 排水量の計測方法

- (1) 流量計又は流速計により計測する方法
- (2) 積算体積計により計測する方法
- (3) J I S K0094の8に定める方法

2 窒素含有量及びりん含有量

日平均排水量(m <sup>3</sup> /日)	水質の計測方法	水量の計測方法	排水の期間(測定の期間)
400以上	別記3の(1)又は(2)	別記4の(1)又は(2)	毎日(毎日測定)
200以上～400未満	別記3の(1)～(4) のいずれかの方法	別記4の(1)～(3) のいずれかの方法	7日(1回以上/7日)
100以上～200未満			14日(1回以上/14日)
50以上～100未満			30日(1回以上/30日)

別記3 汚染状態の計測方法

- (1) 自動計測器により計測する方法
- (2) コンポジットサンプラー(注1)により、採水し、指定計測法(注2)で計測する方法
- (3) 指定計測法により計測する方法((2)の方法を除く)(1日3回以上の試料採取が必要)
- (4) 簡易な計測器(注3)により計測する方法(1日3回以上の試料採取が必要)

別記4 排水量の計測方法

- (1) 流量計又は流速計により計測する方法
- (2) 積算体積計により計測する方法
- (3) J I S K0094の8に定める方法

(注1) 刻々変化する排水流量の変化に対応して、あらかじめ設定された一定の流量比で排水路から自動的に資料を採取し、一定時間保存できる機能を有する機器。

(注2) 指定計測法：

化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量の排水基準に係る検定方法

化学的酸素要求量	窒素含有量	りん含有量
・100℃における過マンガン酸カリウムによる酸素消費量 (JIS K0102 17)	・総和法 (JIS K0102 45. 1) ・紫外線吸光光度法 (JIS K0102 45. 2) ・流れ分析法 (JIS K0102 45. 6)	・ペルオキシ二硫酸カリウム分解法 (JIS K0102 46. 3. 1) ・硝酸・過塩素酸分解法 (JIS K0102 46. 3. 2) ・硝酸・硫酸分解法 (JIS K0102 46. 3. 3) ・流れ分析法 (JIS K0102 46. 3. 4)

(注3) 指定計測法と同程度の計測結果の得られる機器又は方法に限る。